

獨協医科大学大学院看護学研究科博士論文予備審査規程

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、獨協医科大学学位規程看護学研究科細則第1条の3第2項の規定に基づき、看護学研究科（以下「研究科」という。）で実施する博士論文予備審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審査に必要な書類)

第2条 審査を受審する際に提出する必要書類は、次のとおりとする。

- (1) 博士論文予備審査申請書（様式1）
- (2) 予備審査用博士論文（1編）4部
- (3) 予備審査用博士論文目録（様式2）
- (4) 予備審査用博士論文要旨（2,000字以内・和文）（様式3）
- (5) 履歴書（様式4）

(審査申請の受理)

第3条 研究科長は、第2条の規定により審査の申請があったときは、研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て受理するものとする。

2 受理した審査に必要な書類は、理由の如何に関わらず返還しない。

(博士論文予備審査委員会)

第4条 前条により審査申請を受理した教授会は、申請者ごとに博士論文予備審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、博士後期課程において研究指導の資格を有する研究科教員（D㊦教員）3名を選任し組織する。ただし、当該申請者の指導教員は委員会構成員に含めることはできない。

3 研究科長が申請者の研究領域等を勘案し、委員会ごとに委員長を指名する。

(委員会の役割)

第5条 委員会は、以下の手続きで審査を行うものとする。

- (1) 関係書類及び学位論文の適切性を確認・協議し、博士論文本審査の受審資格について、可否によって判断する。
- (2) 委員会が必要と認める場合は、申請者に参考論文・参考資料等を提出させ、説明を求めることができる。
- (3) 委員会は、1か月以内に審査を終了しなければならない。
- (4) 予備審査終了後、委員長は予備審査結果報告書を作成し、教授会に報告しなければならない。

(教授会の議決)

第6条 教授会は前条第4号の報告に基づき、審査の可否について議決する。

2 前項の議決を行うには、博士後期課程におけるD㊦教員の資格を有する教授会構成員（国外出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、挙手採決により議決権を有するD㊦教員出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審査に関して必要な事項は教授会の議を経て、学長が決定する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則（令和4年 規程第73号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式（省略）